

第5次船橋市男女共同参画計画の概要

1. 計画策定の趣旨

本市では、男女が互いにその人権を尊重しつつ、共に責任を分かち合い、男性も女性も個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、平成13年から「船橋市男女共同参画計画（fプラン）」を策定し、様々な施策を実施してまいりました。

しかしながら男女共同参画社会の実現には、ジェンダーに基づく役割分担意識の解消や、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進、配偶者等からの暴力の防止、性的少数者など誰もが安心して暮らせる環境の整備等に継続して取組を進めていく必要があります。

第4次船橋市男女共同参画計画の計画期間が令和8年度で終了することから、基本的には第4次計画を踏襲しつつ、国、県の計画を参考に「第5次船橋市男女共同参画計画（fプラン）」を策定します。

2. 計画の位置づけ

- ・男女共同参画社会基本法第14条3項の規定に基づく基本的な計画です。
- ・国の「第6次男女共同参画基本計画」、県の「第6次千葉県男女共同参画計画」の趣旨を参考にするとともに、「第3次船橋市総合計画（令和4（2022）年度から令和13（2031）年度）」を踏まえ、船橋市の他の諸計画との整合を図り策定するものです。
- ・「第4次船橋市男女共同参画計画」を踏襲して策定する計画です。
- ・女性活躍推進法第6条第2項に基づく「市町村推進計画」として、位置づけられるものです。
- ・DV防止法第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」として、位置づけられるものです。
- ・困難女性支援法第8条第3項に基づく「市町村基本計画」として、位置づけられるものです。（第5次計画から新規位置づけ）



3. 計画の期間

令和9年度(2027年度)から令和13年度(2031年度)までの5年間です。

4. 計画の基本理念

本市では、男女共同参画基本法（第3条から第7条）の5つの基本理念に基づき、男女共同参画を推進していきます。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 国際的協調



SDGs(持続可能な開発目標)17のゴールは、令和12年(2030年)までの国際目標です。ゴール5では「ジェンダー平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る」ことを掲げています。

5. 目指す姿と基本目標

本市がさらに豊かで活力ある都市として発展し続けるためには、誰もが性別にとらわれず、社会のあらゆる分野の活動に積極的に参画し、個性と能力を十分に発揮し、責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現が不可欠です。

本市が目指す男女共同参画社会としての目標は、第4次計画で定めた目標「人権が尊重され、男女が平等である社会」を参考に新たに定める予定です。

6. 計画の進行管理

本計画において、計画の着実な推進を図るため、下記のとおり適切な進行管理を行うとともに進捗状況の評価結果を事業評価報告書として公表します。

- (1) 毎年度、計画に登載している実施事業について、進捗状況の調査を実施します。
- (2) 船橋市男女共同参画推進委員会に、その進捗状況を報告し、意見を聴取します。